

庁議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年2月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

庁議運営規程の一部を改正する訓令

庁議運営規程（昭和38年岩手県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(庁議の開催)</p> <p>第6条 庁議は、毎週月曜日（その日が休日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）第1条第1項に掲げる休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌日）に開催する。ただし、必要がある場合は、<u>臨時に開催</u>することがある。</p> <p>(審議案件の送付)</p> <p>第7条 部局の長は、所管する事務について、庁議において審議すべき案件があるときは、その要旨及び資料を付議しようとする庁議の開催の日前3日（その日が休日に当たるときは、その前日）までに、政策企画部長に送付しなければならない。ただし、急施を要する案件については、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(庁議の開催)</p> <p>第6条 庁議は、毎週<u>金曜日</u>に開催する。ただし、必要がある場合は、<u>期日を定めて開催</u>することがある。</p> <p>(審議案件の送付)</p> <p>第7条 部局の長は、所管する事務について、庁議において審議すべき案件があるときは、その要旨及び資料を付議しようとする庁議の開催の日前3日（その日が<u>岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日</u>に当たるときは、その前日<u>以前の日であって当該休日に最も近い休日でない日</u>）までに、政策企画部長に送付しなければならない。ただし、急施を要する案件については、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。